独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ロイヤルホテル		コード	9713
提出日	2026/6/5	異動（予定）日	2026/6/25	
独立役員届出書の提出理由	松下正幸氏が退任し、新たに小川理子氏を独立役員に指定するため			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	尾崎　裕	社外取締役	○										△					有
2	白井　文	社外取締役	○													○		有
3	國部　毅	社外取締役	○							△								有
4	小川　理子	社外取締役	○										○				新任	有
5	黒田　淳	社外監査役	○										△					有
6	松本　浩	社外監査役	○								△							有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	尾崎裕氏は、過去に大阪瓦斯株式会社の業務執行者として勤務しておりました。当社は、同社と取引がありますが、当該取引は、当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではありません。	尾崎裕氏は、当社の定める独立性に関する判断基準（「４.補足説明」参照）のいずれにも該当しておらず、また、当社と特別の利害関係もなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
2		白井文氏は、当社の定める独立性に関する判断基準（「４.補足説明」参照）のいずれにも該当しておらず、また、当社と特別の利害関係もなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
3	國部毅氏は、過去に当社のメインバンクである株式会社三井住友銀行の業務執行者として勤務しておりました。	國部毅氏は、当社の定める独立性に関する判断基準（「４.補足説明」参照）のいずれにも該当しておらず、また、当社と特別の利害関係もなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
4	小川理子氏は、パナソニックホールディングス株式会社の業務執行者として勤務しております。当社は、同社と取引がありますが、当該取引は、当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではありません。	小川理子氏は、当社の定める独立性に関する判断基準（「４.補足説明」参照）のいずれにも該当しておらず、また、当社と特別の利害関係もなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
5	黒田淳氏は、過去に三井住友ファイナンス＆リース株式会社の業務執行者として勤務しておりました。当社は、同社と取引がありますが、当該取引は、当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではありません。	黒田淳氏は、当社の定める独立性に関する判断基準（「４.補足説明」参照）のいずれにも該当しておらず、また、当社と特別の利害関係もなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
6	松本浩氏は、過去に当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の代表社員として勤務しておりました。	松本浩氏は、当社の定める独立性に関する判断基準（「４.補足説明」参照）のいずれにも該当しておらず、また、当社と特別の利害関係もなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。

4．補足説明

当社は、独立社外役員として選任する際は、下記の独立性判断基準のいずれにも該当しない者としております。

①当社を主要な取引先とする者（取引先売上高の２％を超える場合）若しくはその業務執行者
②当社の主要な取引先（当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている場合または当社売上高の２％を超える場合）若しくはその業務執行者
③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（年間1,000万円以上）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
④当社の主要株主（総株主の議決権の10%以上を保有している株主）若しくはその業務執行者
⑤最近（1年以内）において前記①～④までに該当していた者
⑥次のｉ～ivまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
（ｉ）前記①～⑤までに掲げる者
（ii）当社の子会社の業務執行者
（iii）当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員に指定する場合に限る）
（iv）最近においてii、iiiまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。